

平成31年度青森市Uターン採用活動支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、首都圏等における就職関連イベントの活用、面接等の実施により採用活動を行おうとする中小企業者に対して、当該年度の予算の範囲内で助成金を交付し、もって県外の大学生等に中小企業者への就職を働きかけ、求人と求職のマッチングを図り、中小企業者の人材確保と大学生等のUターン就職を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるもので、市内に本社を有するものをいう。
- (2) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を含む)、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (3) 就職関連イベント 民間企業、国、地方公共団体、公共的団体等、大学等が県外で開催する合同就職説明会等の就職関連イベントをいう。
- (4) 面接等 中小企業者が採用選考のため大学生等に対して県外で実施する面接、説明会等をいう(就職関連イベントを除く)。
- (5) 大学生等 大学等に在学する者及び一般求職者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、首都圏等において就職関連イベントに参加し、又は面接等を実施しようとする中小企業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者について、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当するときは、助成金を交付しないものとする。

- (1) 第5条の規定による申請の際に市税に未納の額があるとき。
- (2) 助成対象経費につき、本市が行う他の助成制度に基づく助成金等の交付を受けているとき。

(助成対象経費及び助成金の額)

第4条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、就職関連イベントへの出展費用又は面接等の実施費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象経費について、国、県その他の者から助成対象経費を対象とする助成金等の交付を受ける場合は、当該助成金等の額に相当する額を助成対象経費の額から控除した金額を助成対象経費とする。

3 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は10万円のいずれか低い額以内の額とする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「助成申請者」という。)は、青森市Uターン採用活動支援助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 市税完納証明書又は市税の納付状況の確認に係る同意書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付回数の制限)

第6条 助成金の交付回数は、1助成対象者につき1回限りとする。

(助成金の交付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、必要に応じて実地調査等を行い、当該申請に係る書類の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、助成金を交付することに決定したときは青森市Uターン採用活動支援助成金交付決定通知書(様式第4号)により、助成金を交付しないことに決定したときは青森市Uターン採用活動支援助成金不交付決定通知書(様式第5号)にその理由を付して、助成申請者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第8条 補助事業の着手は、補助金の交付の決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、補助金の交付の決定前に補助事業に着手するときは、青森市Uターン採用活動支援助成金交付決定前着手届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(申請の取下げの期日)

第9条 青森市補助金等の交付に関する規則(平成17年青森市規則第62号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定による助成金の交付の申請の取下げの期日は、助成金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(変更申請等)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、第5条に規定する申請書及び事業計画書に記載された事業の内容を変更又は廃止しようとするときは、青森市Uターン採用活動支援助成金変更等承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 第6条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、助成対象事業完了の日（助成事業廃止の承認を得た場合は、その日から起算して20日以内又は平成32年3月31日のいずれか早い日までに、青森市Uターン採用活動支援助成金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 助成対象経費に係る振込受領書、領収書等の支出を証する書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、助成対象事業の実施結果が助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、青森市Uターン採用活動支援助成金確定通知書（様式第11号）により助成事業者に対して通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 助成金は、前条の規定による助成金の額を確定した後に交付するものとする。

(助成金の請求)

第14条 助成事業者は、助成金を請求しようとするときは、第12条の規定による助成金の額の確定通知を受けた後に、青森市Uターン採用活動支援助成金請求書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

(その他)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、助成金交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。